

平成16年財政再計算の諸前提

1. 将来推計人口（少子高齢化の状況）の前提

- ・「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」の中位推計を使用。

〈中位推計の前提〉

合計特殊出生率		平均寿命	
2000年（実績）	2050年	2000年（実績）	2050年
1.36	→ 1.39	男：77.64年	→ 80.95年
		女：84.62年	→ 89.22年

2. 労働力率の前提

- ・「労働力率の見通し」（平成14年7月職業安定局推計）を使用。推計期間は2025年までであるため、以降は2025年の数値で一定としている。

	2001年（実績）	2025年
男性60～64歳	72.0% →	85.0%
女性30～34歳	58.8% →	65.0%

3. 経済前提

（1）物価上昇率

- ・2008年までは「改革と展望－2003年度改定」に準拠。
- ・2009年以降は、消費者物価上昇率の過去20年（昭和58～平成14（1983～2002）年）平均が1.0%であること及び「改革と展望－2003年度改定」において平成16～20（2004～2008）年度平均の消費者物価上昇率が1.0%であることから、1.0%と設定。

(2) 賃金上昇率、運用利回り

- ・平成16(2008)～20(2008)年度は「改革と展望－2003年度改定」に準拠。
- ・平成21(2009)年度以降は、社会保障審議会年金資金運用分科会報告をもとに設定。
(構造改革の実行を前提とした日本経済の生産性上昇の見込み(年次経済財政報告(内閣府))に基づき、中長期的な実質賃金上昇率、実質運用利回りを推計。)

	平成15 (2003)	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21以降 (2009)
物価上昇率	-0.3	-0.2	0.5	1.2	1.5	1.9	1.0
賃金上昇率 [実質]	0.0 [0.3]	0.6 [0.8]	1.3 [0.8]	2.0 [0.8]	2.3 [0.8]	2.7 [0.8]	2.1 [1.1]
運用利回り [実質(対賃金上昇率)]	0.8 [0.8]	0.9 [0.3]	1.6 [0.3]	2.3 [0.3]	2.6 [0.3]	3.0 [0.3]	3.2 [1.1]

注：運用利回りは自主運用分の利回りの前提である。平成19年度までの運用利回りは、これに財投預託分の運用利回り（平成14年度末の預託実績より算出）を勘案した数値となる。

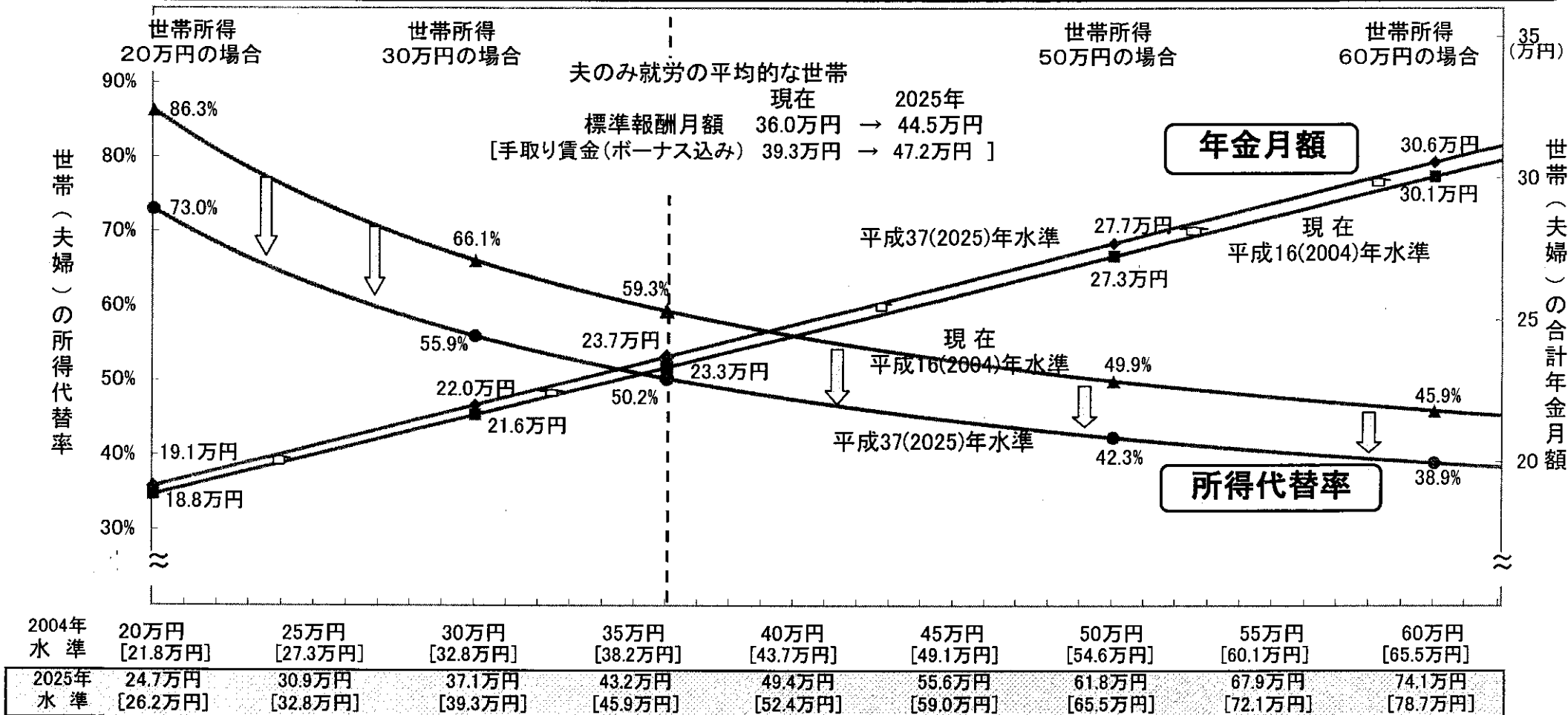
4. その他の前提

- ・財政再計算においては、被保険者及び年金受給者等の直近の実績データを基礎として、将来の状態を年次別に推計し、財政見通しを作成している。
- ・その推計にあたっては、上記1～3の諸前提の他、制度の運営実績に基づいた諸前提（障害年金の発生率等）が用いられている。

(参考)

世帯(夫婦)所得別の年金月額及び所得代替率 —平成16年財政再計算—

- 世帯(夫婦)の合計所得が増加すると、所得代替率は低下するが、年金額は増加する。
- マクロ経済スライドによる給付水準調整を行えば、所得代替率は低下する。ただし、名目年金額は減少しない調整方法をとることとしており、一定の経済成長(実質1%、名目2%程度)があれば、物価で現在の価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。



注1: 夫片働き世帯だけでなく世帯1人当たり所得水準が同じ別の世帯類型にも当てはまる。

(単身世帯の場合には年金額は2分の1となるが所得代替率は同じとなる。)

2: 世帯(夫婦)の合計所得の[]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。

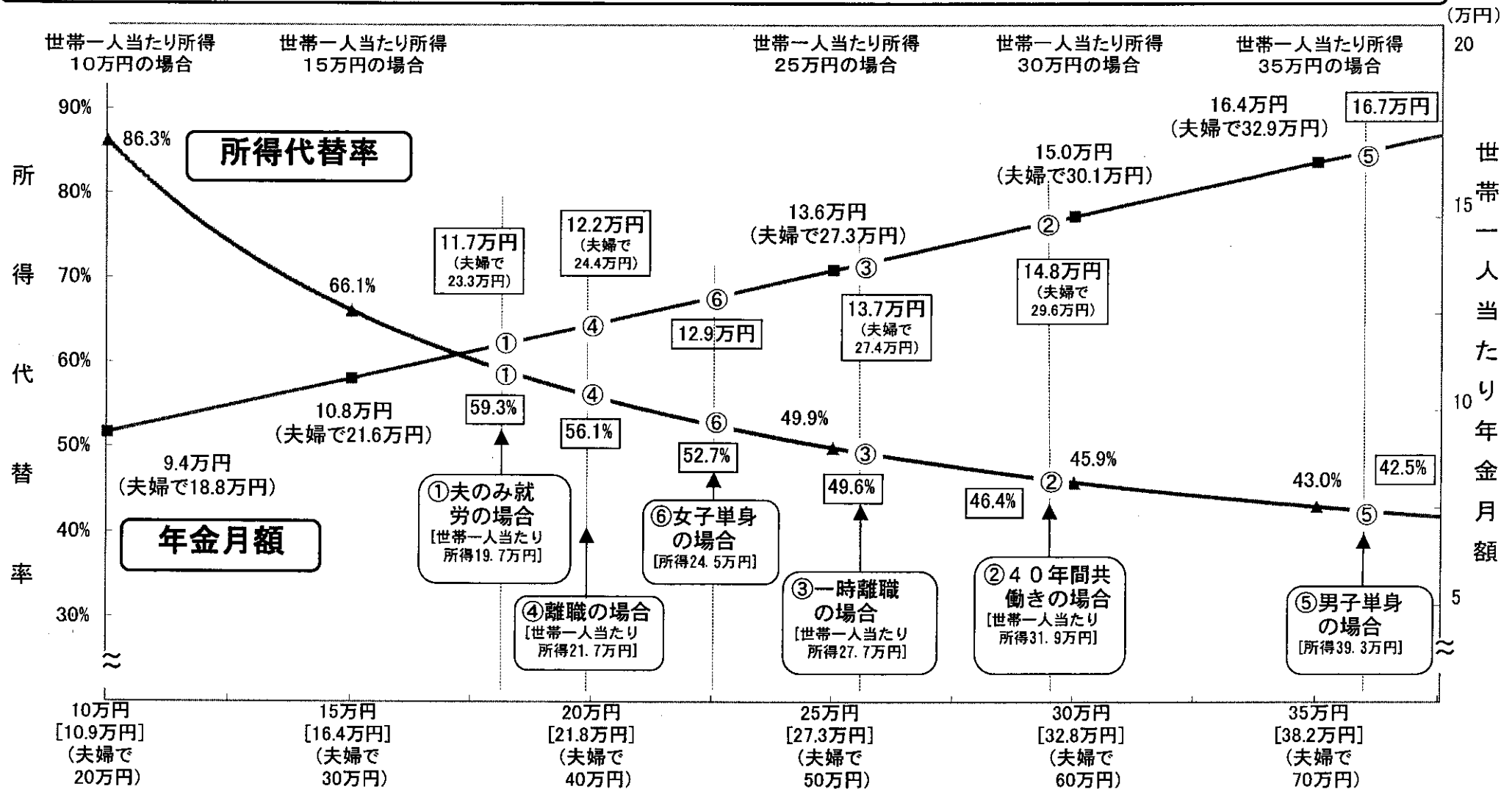
3: 2025年水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で現在価値に割り戻した値である。

所得代替率 = 年金月額 ÷ 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)

世帯(夫婦)の合計所得(標準報酬月額ベース)
[手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)]

現在における世帯一人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 (平成16年度水準)

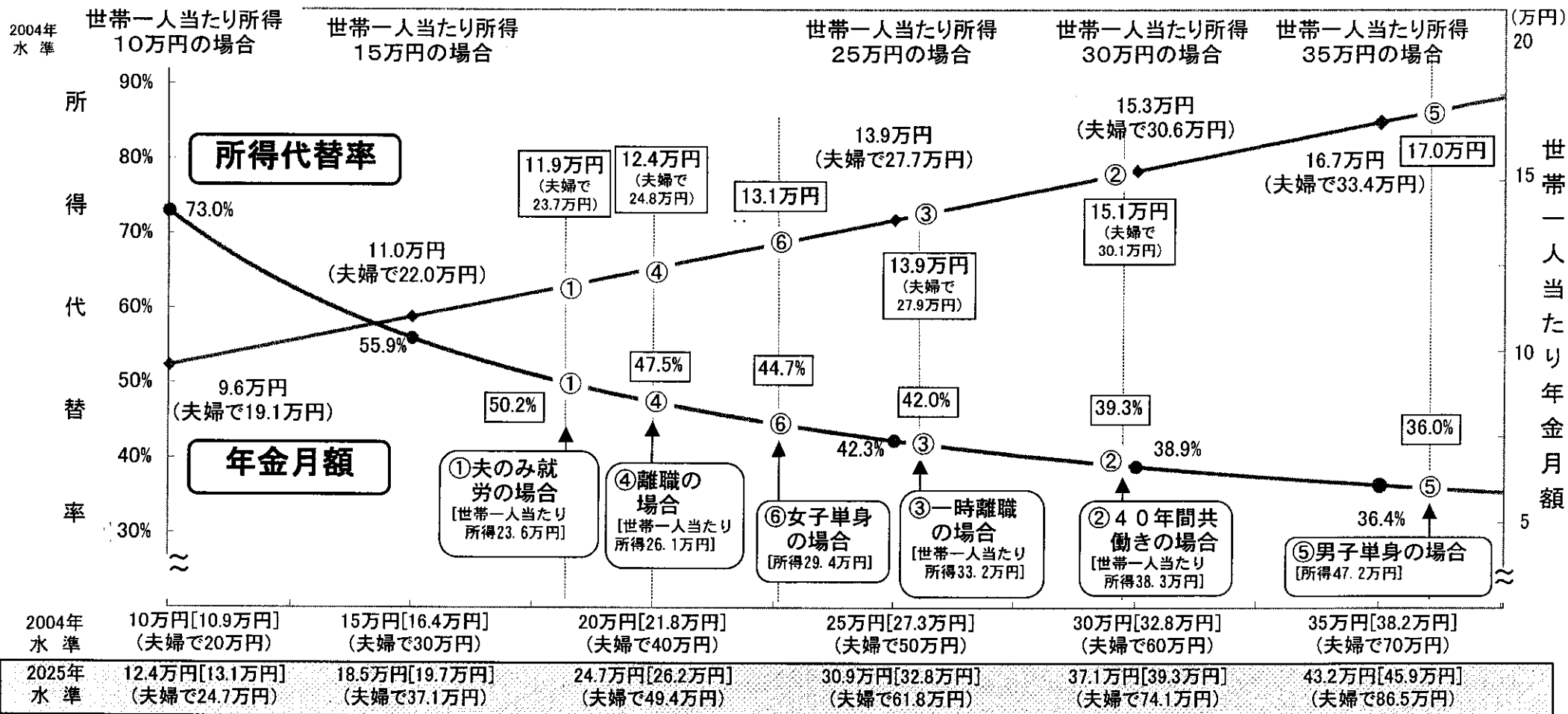
○ 世帯一人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯一人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注2))



注1：世帯一人当たり所得の[]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。
 注2：例えば、世帯一人当たり所得が18万円[19.7万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計が36万円)や所得が18万円[19.7万円]の単身者の所得代替率は①の世帯と同じく59.3%となる。

2025年における世帯一人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 —平成16年財政再計算—

- 世帯一人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯一人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注3))
- マクロ経済スライドによる給付水準調整を行えば、所得代替率は低下する。ただし、名目年金額は減少しない調整方法をとることとしており、一定の経済成長(実質1%、名目2%程度)があれば、物価で現在の価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。



注1: 世帯(夫婦)の合計所得の[]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。

注2: 2025年水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で現在価値に割り戻した値である。

所得代替率 = 年金月額 ÷ 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)

注3: 例えば、2004年水準で世帯一人当たり所得が18万円[19.7万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計が36万円)や所得が18万円[19.7万円]の単身者の所得代替率は、①の世帯と同じく50.2%となる。

世帯一人当たり所得(標準報酬月額ベース)
[手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)]

下記の世帯類型については、男女それぞれの平均標準報酬を用いて機械的に設定したものであり、それぞれの世帯類型の平均像を示したものではない。それぞれの世帯における年金額や所得代替率は世帯一人当たり所得により変わる。

各世帯類型の給付水準計算の基礎になっている所得水準（世帯一人当たり手取り賃金（ボーナス込））

	現在(平成16年水準)	2025年
①夫のみ就労の場合 (夫は40年間フルタイムで就労、妻は40年間専業主婦の世帯)	19.7万円 (夫婦で39.3万円)	23.6万円 (夫婦で47.2万円)
②40年間共働きの場合 (夫、妻ともに40年間フルタイムで就労する世帯)	31.9万円 (夫婦で63.8万円)	38.3万円 (夫婦で76.6万円)
③一時離職の場合（再就職後フルタイム） ・ 夫は40年間フルタイムで就労、妻は結婚出産により一時的に離職し、子育ての終了後、フルタイムで再就職する世帯 ・ 妻の通算就労期間は、新規裁定年金（老齢相当）の平均被保険者期間（平成14年度：26年2月）により設定（※1）	27.7万円 (夫婦で55.3万円)	33.2万円 (夫婦で66.4万円)
④離職の場合 ・ 夫は40年間フルタイムで就労、妻は結婚出産後離職し、専業主婦となる世帯 ・ 妻の離職前の就労期間は、新規裁定年金（通老相当）の平均被保険者期間（平成14年度：6年9月）により設定（※1）	21.7万円 (夫婦で43.4万円)	26.1万円 (夫婦で52.1万円)
⑤男子単身の場合 単身で40年間フルタイムで 就労する世帯	39.3万円	47.2万円
⑥女子単身の場合 単身で40年間フルタイムで 就労する世帯	24.5万円	29.4万円

※1 老齢厚生年金のうち、被保険者期間が20年以上、または中高齢特例の適用を受けている被保険者期間15年以上のものを老齢相当といい、老齢厚生年金のうち老齢相当以外のものを通老相当という。

※2 現在水準の夫の年金額は、平成16年改正に用いる平均標準報酬36.0万円、妻の年金額は、フルタイム時は平成14年度の女性被保険者の平均標準報酬22.4万円を用いて計算。

※3 手取り賃金（ボーナス込み年収の月額換算値）は、年金額計算に用いた標準報酬月額を1.3倍してボーナス込みの月額に換算し、さらに0.84倍（2025年水準の場合0.82倍）して手取りベースに換算し、妻についてはさらに「厚生年金の適用月数/480月」を乗じて算出。

※4 2025年時点の年金額及び手取り総報酬額は、現在水準のものを試算の前提を用いてスライドさせて算出。

※5 2025年時点の金額は、2025年時点の名目額を物価で現在価値に割り戻したものの。

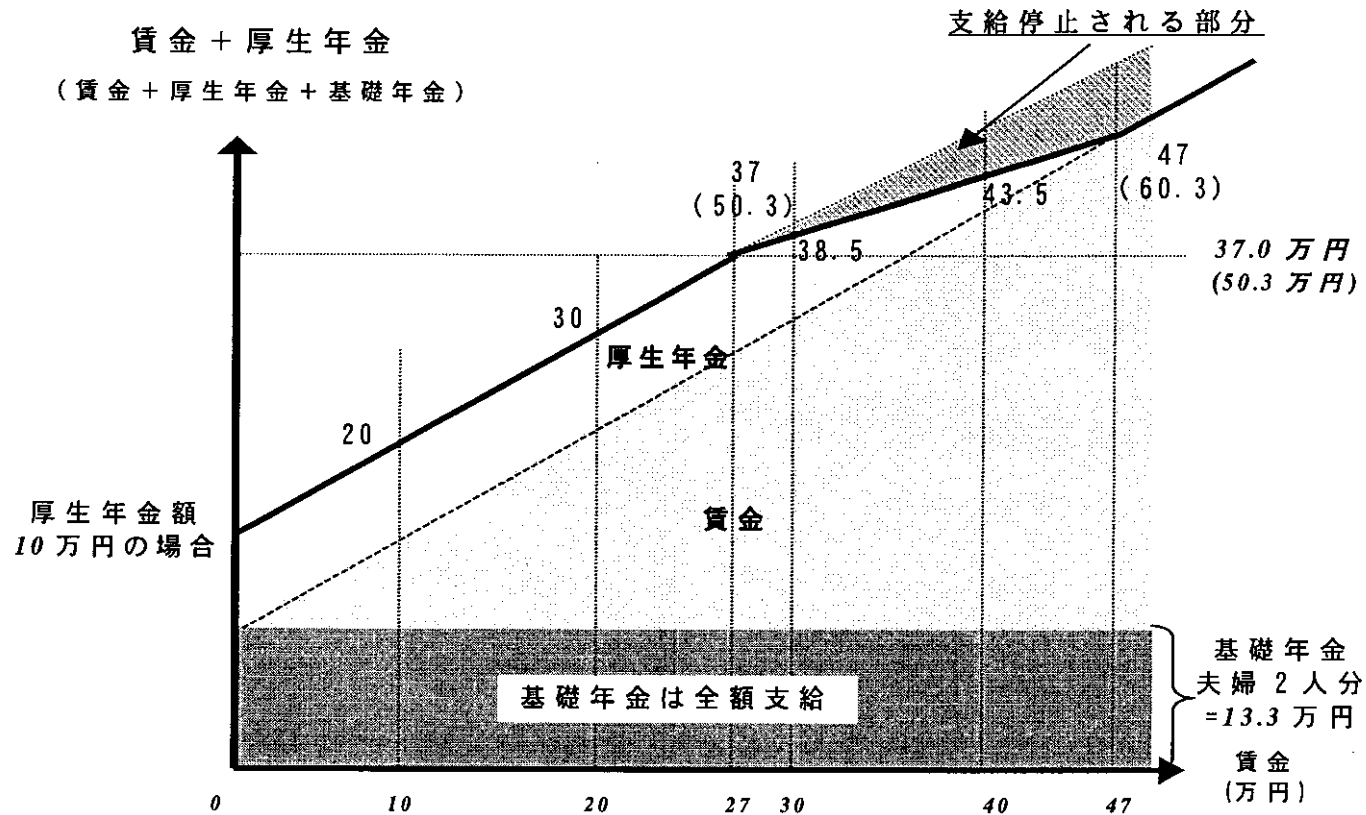
70歳以上の在職老齢年金制度

【平成19年4月～】

○ 70歳以上の被用者の厚生年金給付

→ 賃金と老齢厚生年金の合計額が、現役男子被保険者の平均的賃金を上回る場合には、老齢厚生年金の全部又は一部の支給停止を行う。

※ 保険料負担は求めない。



※平成16年4月から総報酬制導入により37万円→48万円

次世代育成支援(厚生年金の給付と負担関係)の拡充

【平成17年4月～】

年金制度における次世代育成支援策を拡充し、子が3歳に達するまで、

- ① 育児休業（準ずる休業を含む。）中の保険料免除制度を拡充
- ② 勤務時間の短縮等の措置を受け就業継続する者に、子が生まれる前の賃金で給付算定する措置を創設

【子の年齢】	出産前	誕生	1歳	3歳
≪ ①の措置 ≫		育児休業	育児休業に準ずる休業	
【賃金】		なし又は低下		
【保険料】		免除		
【標準報酬】		↑ 従前水準とみなす ↑		
≪ ②の措置 ≫		勤務時間の短縮等の措置		
【賃金】		低	下	
【保険料】		賃金に応じて徴収		
【標準報酬】				

《育児休業法のしくみ》

〔～1歳〕育児休業 又は 勤務時間の短縮等の措置 〔1～3歳〕育児休業に準ずる休業 又は 勤務時間の短縮等の措置

「勤務時間の短縮等の措置」とは

- ① 短時間勤務制度
- ② フレックスタイム制度
- ③ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
- ④ 所定外労働の免除
- ⑤ 託児施設の設置運営等

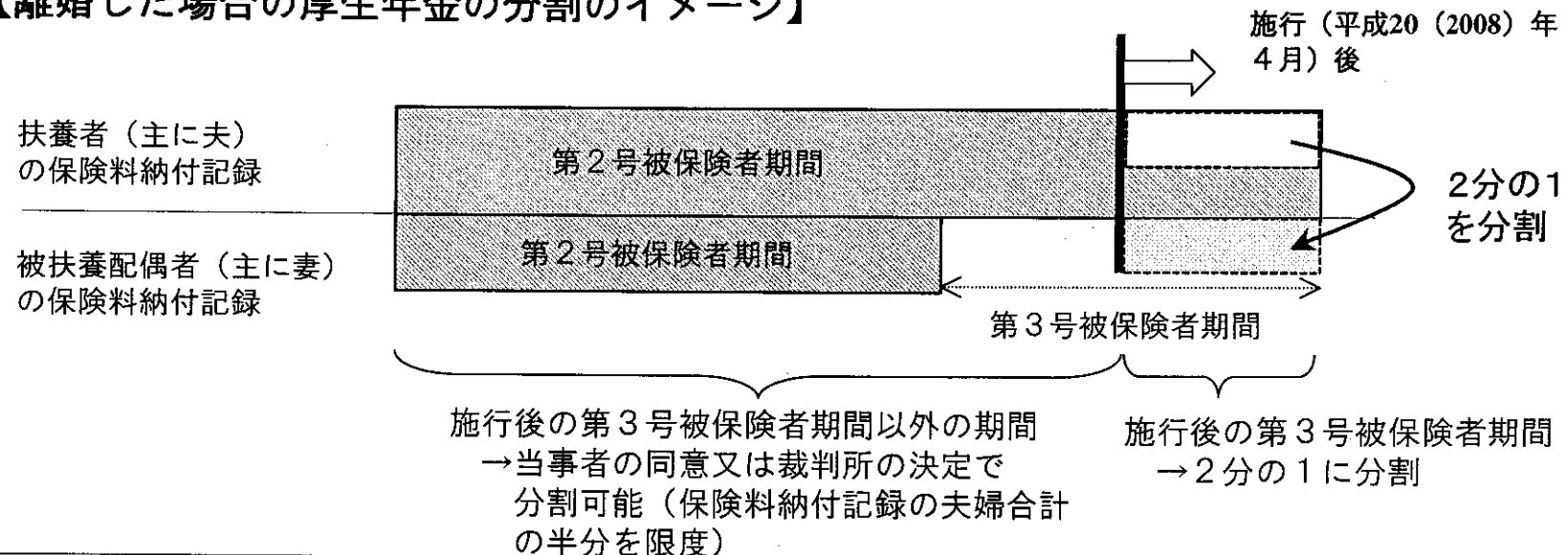
第3号被保険者期間についての厚生年金の分割

【平成20年4月～】

- 被扶養配偶者（第3号被保険者）を有する第2号被保険者が負担した保険料については、夫婦が共同して負担したものであることを基本的認識とする。（法律上明記）
- 第3号被保険者期間（施行後の期間）については、以下の場合に、第2号被保険者の厚生年金（保険料納付記録）を2分の1に分割することができる。
 - ① 夫婦が離婚した場合
 - ② 分割を適用することが必要な事情にあると認める場合として厚生労働省令で定める場合（配偶者の所在が長期にわたり明らかでない場合など）

※ 離婚した場合には、上記の分割の対象とならない期間（共働き期間等）についても、当事者の同意又は裁判所の決定があれば、厚生年金の分割を受けることができる。

【離婚した場合の厚生年金の分割のイメージ】



離婚時の厚生年金の分割

【平成19年4月～】

離婚時の厚生年金分割の仕組み

- 離婚当事者の婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、離婚時に限り、当事者間で分割することを認める。
- 施行日以降に成立した離婚を対象とする。
ただし、施行日以前の厚生年金の保険料納付記録も分割対象とする。
- 分割割合(分割を受ける者の厚生年金の保険料納付記録の持ち分)は5割を上限とする。
- 離婚当事者間の協議で分割割合について合意の上、社会保険事務所に厚生年金分割の請求を行う。
- 合意がまとまらない場合、離婚当事者の一方の求めにより、裁判所が分割割合を定めることができる。

離婚時の厚生年金分割の効果

- 保険料納付記録の分割を受けた者は、自身の厚生年金受給資格(老齢・障害等)に応じた年金を受給。
 - ・自身が老齢に達するまで老齢厚生年金は支給されない。
 - ・分割を行った元配偶者が死亡しても、自身の厚生年金受給に影響しない。
- 分割は厚生年金(報酬比例部分)の額のみに影響し、基礎年金の額には影響しない。
- 原則として、分割された保険料納付記録は厚生年金額算定の基礎とするが、年金受給資格期間等には算入しない。

